

新潟県見附市を応援！

見附市外に本社を有する企業のみなさまへ

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



令和7年度

企業版ふるさと納税



「園児の環境づくり」 応援プロジェクト！

未来を担う子どもたちが快適で安全に過ごせる保育園へ
企業のみなさまのご支援をお待ちしております！

概要

近年、猛暑が一段と激しさを増しています。このような環境下においても園児がしっかりと活動できるよう、保育室のエアコン設備を更新します。
また、保護者の方が安心して園児をあずけてもらえるようカメラ付きの電子施錠を設置します。

見附市では令和6年3月こどもの権利、子育て支援の基本理念を示した「こども・子育てどまんなか条例」を策定しました。市、保護者、市民、学校及び事業者の役割を明らかにすることで子育て世代が「見附に住みたい。住んで良かった。」と思えるまちの実現を目指します。

企業様へのメリット

- ・こどもが主役の施設へ応援していただくことで、子育て支援事業への協力を広くPRできます。
⇒寄附金額に応じ、市のHP、広報誌への掲載、贈呈式、市長との対談など対応可能です。
⇒寄贈式はプレスリリースを行い、設置した保育園での開催も検討します。



寄附のお手続きについて

寄
附
の
流
れ

1:寄附のご検討・お申込み

- ・寄附を希望される場合、『地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)申込書』を見附市までご送付ください。
- ・申込書を受領後、専用の払い込み用紙を送付します。

2:寄附のお振込み

- ・専用の払込用紙にてお手続きください。
 - ・寄附金を受領後、受領を証明する書類(「寄附受領証」)を送付します。
- ※「寄附受領証」は、確定申告時に行う控除手続きの際に必要となります。
大切に保管してください。

3:税の申告

- ・各企業様で申告をお願いします。

制度ご活用時の留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例:× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。× 有利な利率で貸付してもらう。
- 見附市内に本社が所在する企業については、本制度は対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例:A県B市に本社が所在 → A県B市への寄附は制度の対象外
- 本事業へのご寄附は令和7年度末までが対象となります。(予定)

未来を担う子どもたちが安心して快適に過ごせる保育園へ
企業の皆様からのご支援をお待ちしております！

問合せ・連絡先

新潟県 見附市 企画調整課 総合政策室

電話:0258-62-1700 メールアドレス:kikaku@city.mitsuke.niigata.jp